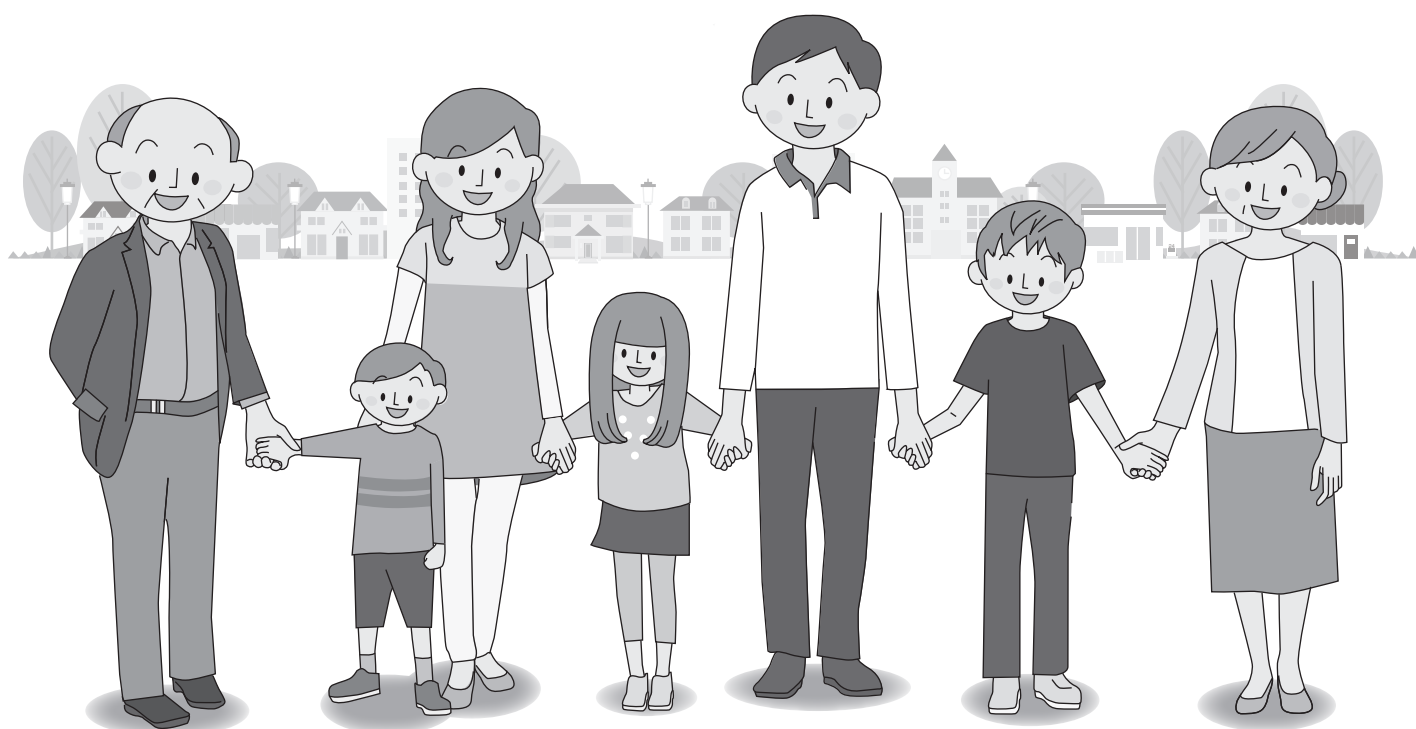
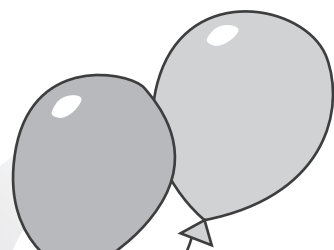




第4期 七宗町 地域福祉計画



令和2年3月

七 宗 町

目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定にあたって	3
第2章 七宗町地域福祉の現状	11
1 七宗町の概要	11
2 七宗町地域福祉の現状.....	11
3 住民意識調査結果	18
4 前計画の事業実績評価.....	27
基本目標 1 住民主体による福祉のまちづくり	27
基本目標 2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり	28
基本目標 3 地域福祉推進のための組織や人づくり	29
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念及び基本目標に関する基本的な考え方	33
2 施策の体系	34
第4章 基本施策の展開	37
1 地域の視点から必要な施策の展開	37
2 地域福祉の活動に関する取組方針	38
基本目標 1 住民主体による福祉のまちづくり	38
基本目標 2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり	42
基本目標 3 地域福祉推進のための組織や人づくり	45
第5章 計画の推進	51
1 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進	51
2 計画の普及・啓発	52
3 進行管理.....	52

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

近年の日本では、少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化、家族構成の変化、相互扶助意識の希薄化などにより、地域で支え合う力が弱まりつつあります。さらに、社会を取り巻く環境の変化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者、子育てに悩む家庭が増加するなど、地域で暮らす人々が抱えるさまざまな課題や福祉に対するニーズも複雑、多様化しています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯の増加はもちろんのこと、高齢者等の孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、貧困の拡大等、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しくなっています。また、ボランティアに関しては、福祉ニーズの多様化や担い手不足の問題が生じてきており、退職者に関しては、団塊世代を含む高齢者が地域活動の担い手として注目されるようになりました。また、近年、地域でのつながりの希薄化など社会環境は大きく変わってきており、地域における包括的な支援体制を整備していく必要が生じてきています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。そうすることで、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含め誰もが役割を持つことで、それぞれが日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えます。

国においては、「高齢者」「障がい者」「児童（子ども・子育て世帯）」などの分野において、法改正やさまざまな制度の整備などが行われている他、「生活困窮者」への支援という新しい分野が加わりました。また、平成28年度には子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人々が、地域の困りごとを「我が事・丸ごと」と捉え、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、ともに支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまっています。

七宗町（以下「本町」という）では、地域の一人ひとりが抱えている悩みや課題を地域全体の課題とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちを実現するため、地域福祉推進の仕組みづくりを示した「七宗町地域福祉計画」を策定し、地域住民が主役となって進める地域づくりの取組が進められてきました。「第3期 七宗町地域福祉計画」が令和元年度に目標年度を迎えることから、新たな地域福祉の課題やニーズの把握を行い、「第4期 七宗町地域福祉計画」（以下「本計画」という）を策定することとしました。

本計画では、すべての住民が住み慣れた地域において、ともに支え合いながら、安心していきいきと暮らしていくことができるよう、本町の地域福祉に関する個別計画を包含す



る理念や、協働して支え合う仕組みについて示しました。

本計画の策定にあたっては、七宗町社会福祉協議会で策定される「七宗町地域福祉活動計画」との連携を図りながら策定します。

（２）地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成 12 年に「社会福祉事業法¹」から「社会福祉法²」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士のお互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

◎社会福祉法（抄）

〔昭和 26 年法律第 45 号〕

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

¹ 社会福祉事業法：昭和 26 年（1951 年）に制定されたわが国の社会福祉について規定した法律。

平成 12 年（2000 年）、社会福祉法に題名改正された。

² 社会福祉法：わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。



（３）地域共生社会とは

既存のさまざまな福祉制度や分野ごとの福祉施策では解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まりなどの課題が顕在化してきています。

これらの地域課題に対して、制度・分野ごとの“縦割り”や、“支え手”“受け手”という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域をともに築く「地域共生社会」の実現を目指していきます。

（４）計画の位置づけ

本計画は「七宗町第五次総合計画」を上位計画とし、これまでに策定された各分野の保健福祉関連計画を横断的につなぐとともに、七宗町第五次総合計画の「基本目標３」に掲げられている「健康でいきいきと暮らせる思いやりの地域福祉づくり」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、既存の各分野別の保健福祉関連計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

（５）他の計画との関連

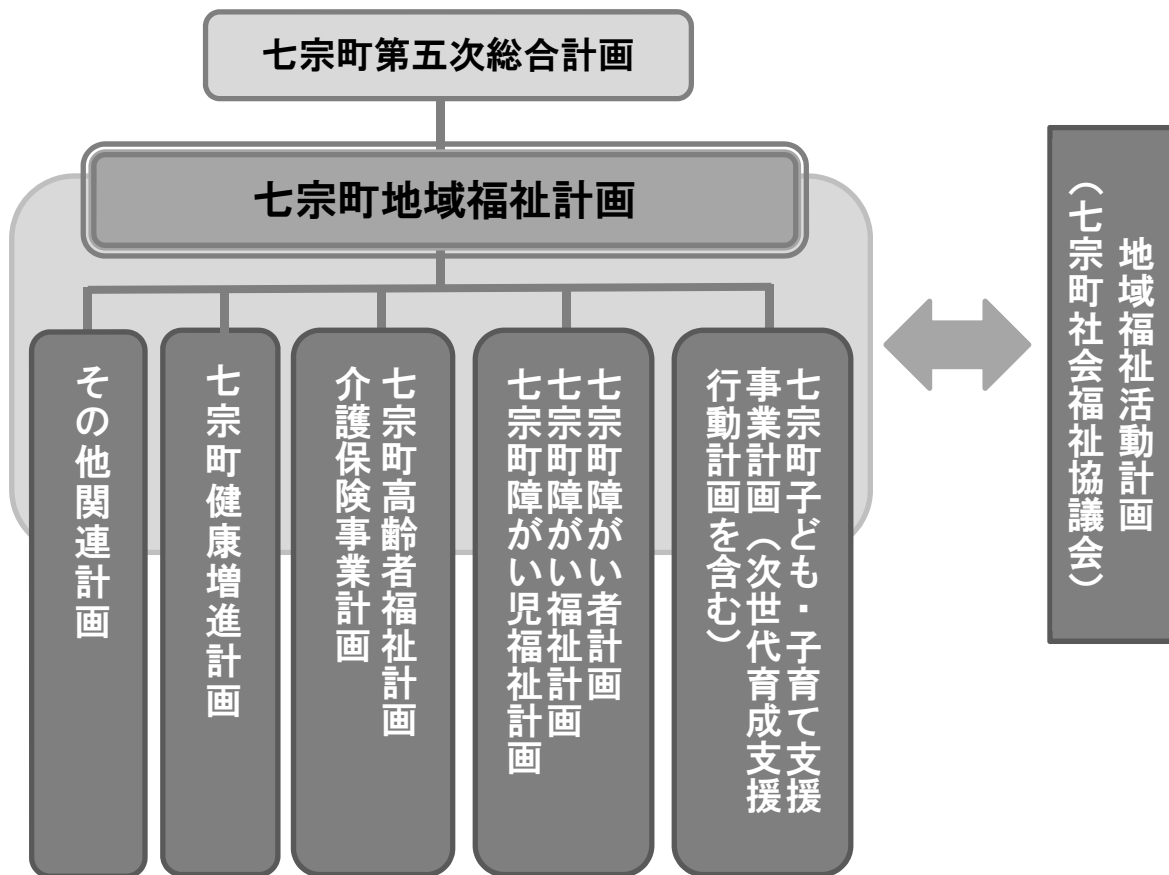
本計画は、基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、自殺対策計画等の対象者別計画における理念や仕組みの整合性を図りながら横断的につなぐ計画です。また、対象者別計画では網羅できない課題についても、本計画で取組を進め、行政と地域住民の力で解決を目指します。

さらに、保健・医療、防災、交通、教育、消費生活等の他分野の計画とも調和を図り、連携することで、個別施策を実現していきます。

本計画の実行には、七宗町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画における活動の取組強化が欠かせません。地域福祉活動計画は地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進を目指す行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図ります。



図 地域福祉計画の位置づけ



(6) 計画の期間

住民課が中心となり、庁内の関係各課に対し現状・成果の確認をするとともに、課題を抽出し協議を重ねながら策定します。

本計画の期間は、令和2年度～令和6年度の5年間としますが、地域住民のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行っていきます。

図 計画期間

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
	第4期七宗町 地域福祉計画					第5期七宗町 地域福祉計画				



(7) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民意識調査の実施及びパブリックコメントの実施を経て計画案を作成し、実務者会議の中で関連する個別計画、並びに今後の施策・事業等との調整を図りました。

①住民意識調査の実施

町内にお住まいの20歳以上の人を対象とした、アンケートを実施し、本計画策定のための基礎資料としました。

②パブリックコメント

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 七宗町地域福祉の現状



第2章 七宗町地域福祉の現状

1 七宗町の概要

本町は、岐阜県の中南部に位置し、東西・南北はそれぞれ約12kmの広がりを持ち、その総面積は90.47平方キロメートルあります。

本町のおよそ9割は標高200～700mの山林が占め、平地は町内を流れる飛騨川・神湊川及びこれらの支流沿いに点在し、農地、居住地として利用されています。

気候は準内陸型であり、年間を通して比較的温暖ではありますが、冬季の冷え込みについては、厳しいときがあります。

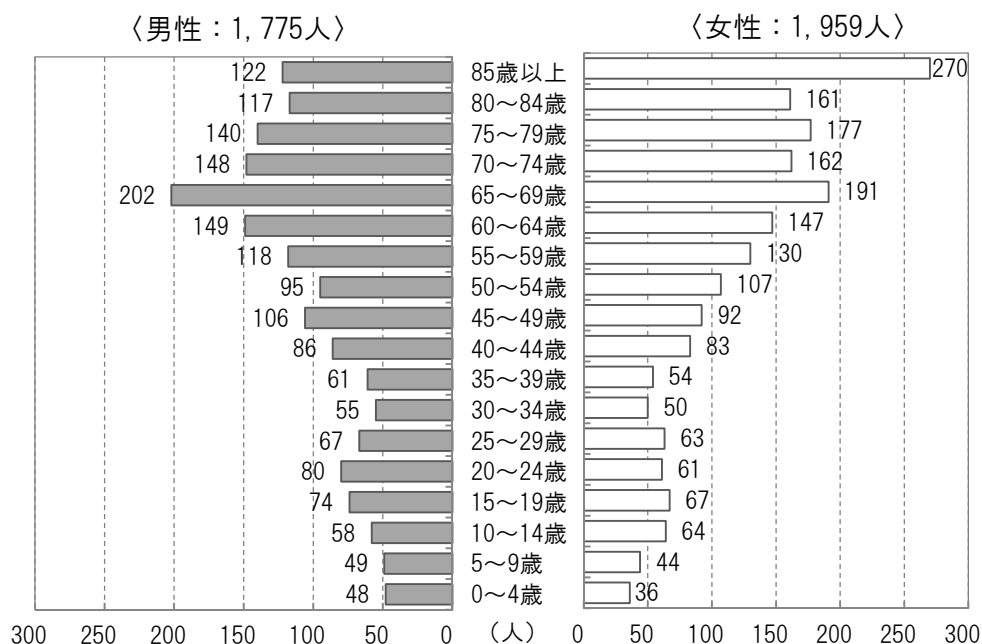
本町を形成する地域としては、神湊、上麻生、川並、中麻生、学校区は、神湊校区、上麻生校区に分かれています。

2 七宗町地域福祉の現状

(1) 七宗町の人口構造

令和元年9月30日現在の本町の総人口は、3,734人となっています。男性は65～69歳の人口が、女性は85歳以上の人口が最も多くなっています。一方で、0～14歳の年少人口の割合が少なくなっていることから、少子高齢化への対策を早急に進めていく必要があります。

図 性別・年齢別人口



資料：住民基本台帳(令和元年10月1日現在)



表 年齢3区分人口と総人口に占める比率の推移

項 目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人 口	4,152 人	4,066 人	3,942 人	3,840 人	3,734 人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口 (0～14 歳)	350 人	342 人	318 人	310 人	299 人
	8.4%	8.4%	8.1%	8.1%	8.0%
生産年齢人口 (15～64 歳)	2,108 人	2,019 人	1,917 人	1,835 人	1,745 人
	50.8%	49.7%	48.6%	47.8%	46.7%
高齢者人口 (65 歳以上)	1,694 人	1,705 人	1,707 人	1,695 人	1,690 人
	40.8%	41.9%	43.3%	44.1%	45.3%

資料:「住民基本台帳」及び「外国人登録」(各年 10 月 1 日現在)

本町の高齢化率（総人口に対する 65 歳以上人口の割合）は年々増加しており、令和元年では 45.3%となっています。

これは、岐阜県平均（27.2%）、全国平均（25.9%）より 20 ポイント近く高くなっています。

表 高齢化率の推移

項 目	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
七宗町	29.5%	32.5%	36.5%	38.5%	45.3%
岐阜県	18.2%	21.0%	24.1%	26.2%	27.2%
全 国	17.3%	20.1%	23.0%	25.1%	25.9%

資料:平成7～27 年「国勢調査」、及び各年 10 月 1 日現在
(令和元年の岐阜県及び全国は、「人口動態統計」(10 月 1 日現在)より)



地区別の高齢化率をみると、上麻生で48.8%と最も高く、次いで、川並で44.4%、神湊で43.6%、中麻生で43.1%となっています。

表 地区別高齢者

地 区	総人口	高齢者人口	高齢化率
神湊	1,680 人	732 人	43.6%
上麻生	1,203 人	587 人	48.8%
川並	410 人	182 人	44.4%
中麻生	441 人	190 人	43.1%
計	3,734 人	1,691 人	45.3%

資料：住民基本台帳人口 令和元年10月1日現在

地区別人口、世帯数はいずれも年々減少傾向にあります。

表 地区別人口、世帯数の推移

地 区		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
神湊	人口	1,901 人	1,835 人	1,781 人	1,736 人	1,680 人
	世帯数	643 世帯	633 世帯	633 世帯	630 世帯	621 世帯
上麻生	人口	1,336 人	1,325 人	1,279 人	1,228 人	1,203 人
	世帯数	502 世帯	499 世帯	489 世帯	480 世帯	486 世帯
川並	人口	439 人	435 人	414 人	407 人	410 人
	世帯数	163 世帯	166 世帯	159 世帯	161 世帯	165 世帯
中麻生	人口	476 人	471 人	468 人	469 人	441 人
	世帯数	168 世帯	168 世帯	169 世帯	178 世帯	170 世帯
計	人口	4,152 人	4,066 人	3,942 人	3,840 人	3,734 人
	世帯数	1,476 世帯	1,466 世帯	1,450 世帯	1,449 世帯	1,442 世帯

資料：住民基本台帳人口 各年10月1日現在



(2) 要介護認定者の状況

令和元年10月の要介護認定者数は364人で、認定率(第1号被保険者数に対する割合)は21.5%となっています。平成27年10月と比べると、やや増加しているものの、過去5年をみると減少している年もあるため、大きな変化はありません。

表 要介護度別認定者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
要支援1	67人	57人	45人	45人	53人
要支援2	49人	50人	61人	58人	50人
要介護1	53人	60人	56人	67人	67人
要介護2	63人	72人	72人	60人	58人
要介護3	41人	41人	44人	40人	55人
要介護4	50人	47人	56人	55人	50人
要介護5	33人	30人	33人	38人	31人
計	356人	357人	367人	363人	364人
認定率	21.0%	20.9%	21.5%	21.4%	21.5%

資料:住民課 各年10月1日現在

(3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数等の推移をみると、総人口に対する手帳所持者の割合は平成27年以降横ばいに推移しています。

表 障害者手帳所持者等の推移

区 分			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口			4, 192 人	4, 096 人	3, 988 人	3, 880 人	3, 758 人
手帳種別	身体障害者手帳 所持者	人数	263 人	261 人	240 人	231 人	228 人
		総人口対比	6. 3%	6. 4%	6. 0%	6. 0%	6. 1%
	療育手帳所持者	人数	45 人	46 人	47 人	45 人	44 人
		総人口対比	1. 1%	1. 1%	1. 2%	1. 2%	1. 2%
	精神障害者保健 福祉手帳所持者	人数	34 人	32 人	35 人	42 人	41 人
		総人口対比	0. 8%	0. 8%	0. 9%	1. 1%	1. 1%
合計		人数	342 人	339 人	322 人	318 人	313 人
		総人口対比	8. 2%	8. 3%	8. 1%	8. 2%	8. 3%

資料:住民基本台帳人口 各年4月1日現在



(4) 子どもの状況

児童、生徒数の推移をみると、減少傾向にあります。

表 児童、生徒数の推移

区 分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年
保育園	七宗第一保育園	40 人	35 人	32 人	29 人	34 人
	七宗第二保育園	32 人	32 人	27 人	26 人	30 人
	小計	72 人	67 人	59 人	55 人	64 人
小学校	上麻生小学校	82 人	79 人	80 人	68 人	68 人
	神淵小学校	73 人	62 人	65 人	67 人	58 人
	小計	155 人	141 人	145 人	135 人	126 人
中学校	上麻生中学校	51 人	46 人	45 人	50 人	39 人
	神淵中学校	38 人	42 人	37 人	35 人	37 人
	小計	89 人	88 人	82 人	85 人	76 人
計		316 人	296 人	286 人	275 人	266 人

資料:教育委員会 各年 10 月1日現在

(5) 外国人の状況

外国人登録者数の推移をみると、登録者全体では平成 27 年度と比べ増加しています。

表 外国人登録者数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
ブラジル	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
中国	9 人	8 人	8 人	11 人	12 人
フィリピン	8 人	8 人	7 人	5 人	5 人
その他	7 人	10 人	9 人	18 人	15 人
計	24 人	26 人	24 人	34 人	32 人

資料:住民課 各年 10 月1日現在



(6) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭等世帯数、父子家庭世帯数ともに横ばい傾向となっています。

表 ひとり親家庭数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
母子家庭等※ 世帯数	世帯	24 世帯	24 世帯	24 世帯	22 世帯	24 世帯
	子ども 人数	36 人	42 人	38 人	33 人	32 人
父子家庭 世帯数	世帯	12 世帯	9 世帯	8 世帯	8 世帯	9 世帯
	子ども 人数	15 人	11 人	10 人	8 人	9 人

※母子家庭等には両親ともにいない家庭を含みます。

資料:住民課 各年 10 月1日現在

(7) 経済的支援対象者の状況

経済的支援対象者数の推移をみると、横ばいとなっています。

表 経済的支援対象者の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
生活保護 世帯	世帯	4 世帯	4 世帯	4 世帯	4 世帯	5 世帯
	子ども 人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
生活福祉 資金被貸 付世帯	世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯	0 世帯
	子ども 人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

資料:住民課・七宗町社会福祉協議会 各年 10 月1日現在



(8) 地域福祉推進者の状況

地域福祉推進者の推移をみると、ボランティア団体（町社協登録）は平成 27 年と比べ増加しています。

表 地域福祉推進者の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
ボランティア個人 （町社協登録）	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
ボランティア団体 （町社協登録）	10 団体	11 団体	12 団体	14 団体	14 団体
民生委員児童委員	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
主任児童委員	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
NPO 法人数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

資料：住民課・七宗町社会福祉協議会 各年 10 月 1 日現在

表 地区別民生委員児童委員数

	神湊	上麻生	計
委員数	8 人	8 人	16 人

資料：住民課 令和元年 10 月 1 日現在

(9) 福寿会の状況

福寿会は令和元年で、12 団体、会員数 499 人となっています。

表 地区別の状況

	神湊	上麻生	計
団体数	6 団体	6 団体	12 団体
会員数	210 人	289 人	499 人

資料：住民課 令和元年 10 月 1 日現在



3 住民意識調査結果

3-1 アンケート概要

表 七宗町地域福祉に関するアンケート調査

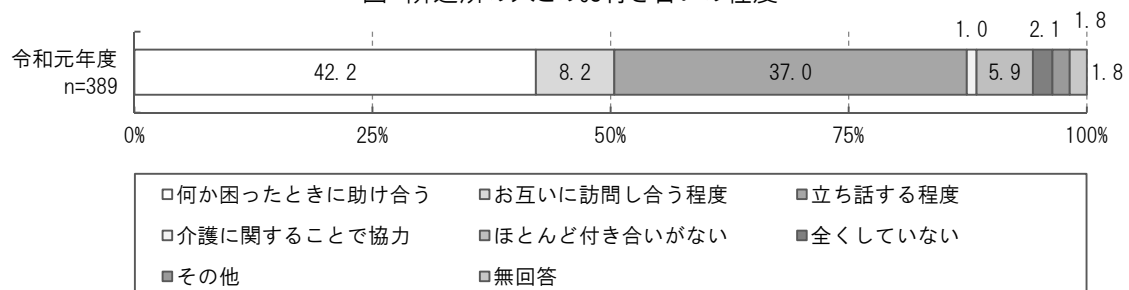
調査対象者	20 歳以上の町民
標本数	800 人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
回収数	389 件
回収率	48.6%
調査時期	令和元年8月9日～8月30日

3-2 調査結果概要

(1) 地域との関わり合いについて

ご近所の人たちとの付き合いの程度をみると、「何か困ったときに助け合う」(42.2%)が最も高く、次いで「立ち話する程度」(37.0%)となっています。一方「ほとんど付き合いがない」と回答した方は5.9%となっています。

図 隣近所の人とお付き合いの程度



資料: 令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

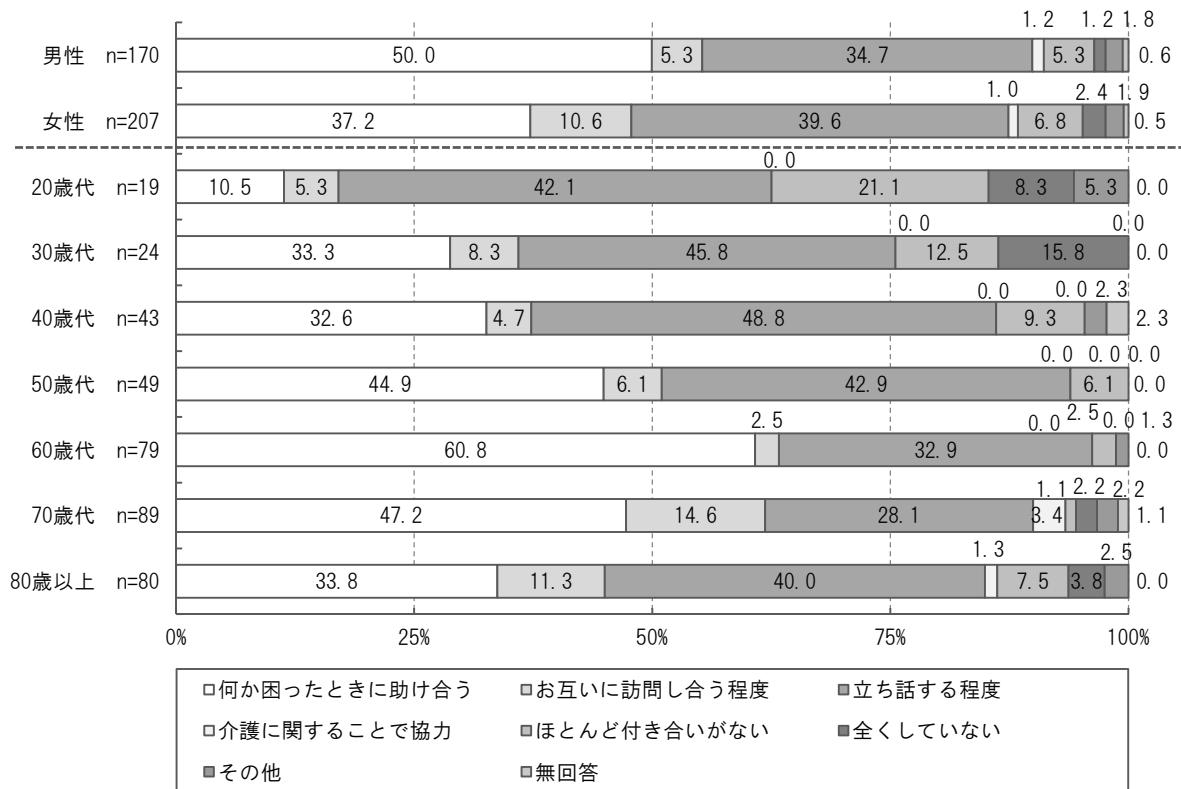
課題

ご近所さんとお付き合いについては、「ほとんど付き合いがない」「全くしてない」は1割弱と少ないものの、あいさつなどの声かけ等を通して、お互いに助け合える関係を築いていくことが大切です。



ご近所の人たちとの付き合いの程度を男女別、年齢別にみると、女性より男性のほうが「何か困ったときに助け合う」割合が高くなっています。年齢別では、年齢が高くなるにつれて「何か困ったときに助け合う」割合が高くなる傾向があります。一方で「ほとんど付き合いがない」「全くしていない」の割合は20歳代、30歳代で割合が高くなっています。

図 隣近所の人とお付き合いの程度(男女・年齢別)



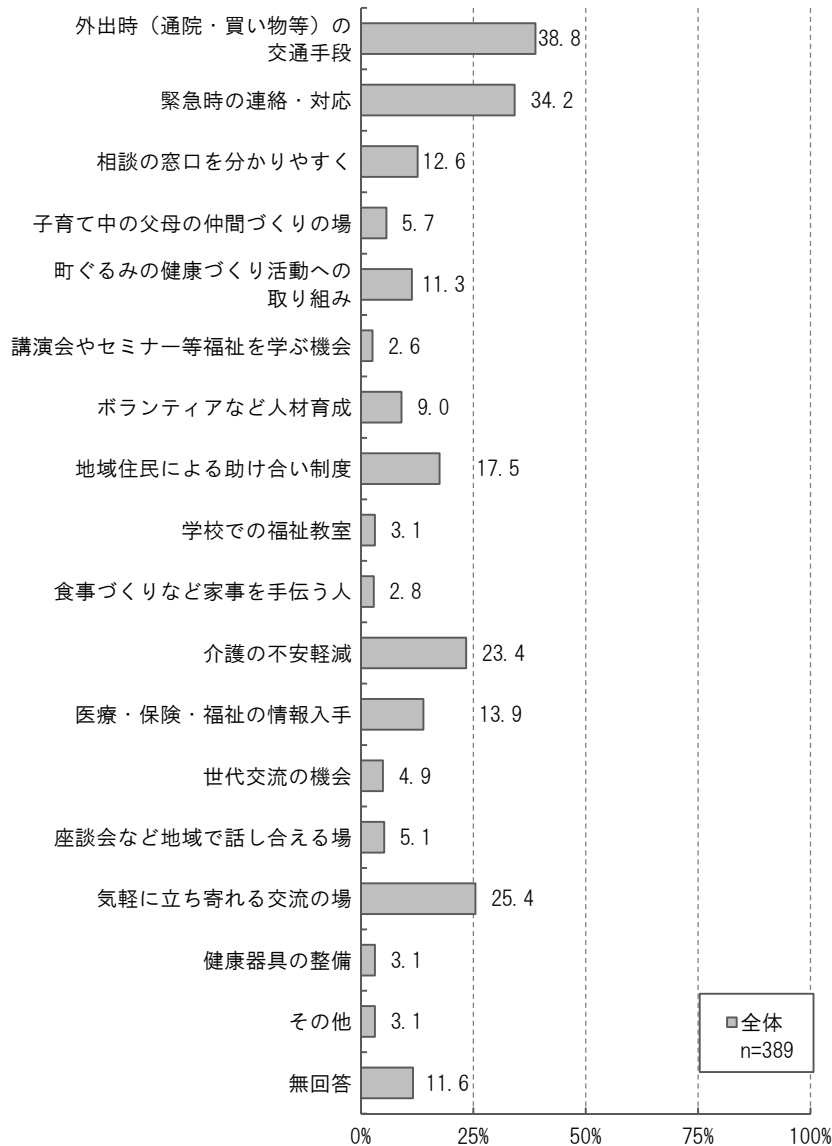
資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書



(2) 地域福祉への関わり

福祉のまちづくりのために町に取り組んでほしいことをみると、「外出時（通院・買い物等）の交通手段」（38.8%）が最も高く、次いで「緊急時の連絡・対応」（34.2%）、「気軽に立ち寄れる交流の場」（25.4%）、「介護の不安軽減」（23.4%）となっています。

図 福祉のまちづくりのために取り組んでほしいこと（複数回答）



資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

課題

福祉のまちづくりのために取り組んでほしいこととして「外出時の交通手段」が挙がっています。昨今、高齢ドライバーによる交通事故が多発する中で、高齢者の運転免許返納について言及されていますが、交通手段がなければ買い物や通院等に支障をきたし、外出機会が減ることで新たな問題も生じてきます。交通弱者に対する取組が急務となります。



今後やってみたいと思う地域活動についてみると、20代、30代では「地域を元気にする支援」「子育てを支援」が多く、50代から70代では「高齢者を支援」「住みやすい地域にする支援」「周辺環境の整備」が多くなっています。「高齢者を支援」については、20代でも多くなっています。

表 やってみたいと思う地域活動(複数回答)

【単位:%】

区分		回答者数(人)	地域を元気にする支援(世代を超えた祭り、地域文化継承など)	子育てを支援(交流会や乳児診断、子どもの一時預かりなど)	高齢者を支援(身の回りの手助け、話し相手、見守り・声かけなど)	障がい者を支援(手話、点字、要約筆記、外出付き添いなど)	子どもの健全育成(スポーツの指導、子ども会など)	住みやすい地域にする支援(自治会でのサロン活動、見守りなど)	特技や趣味を活かした交流(手芸、料理、農作業、スポーツ、パソコン、陶芸など)	周辺環境の整備(道路・公園の清掃、リサイクルなど)	地域の安全を守る活動(防犯パトロール、子どもの見守りなど)	災害時の支援(避難支援、復旧支援、災害時要援護者の安否確認など)	特になし	その他	やりたいと思わない	無回答
全体		389	17.5	5.1	20.6	3.3	5.1	17.2	15.2	17.5	11.8	17.5	29.3	5.1	4.9	8.0
性別	男	170	21.2	2.4	20.0	2.4	7.1	17.1	14.1	25.3	17.6	22.9	22.9	3.5	3.5	9.4
	女	207	14.0	7.7	18.8	4.3	2.9	16.9	16.4	11.1	6.8	12.6	35.3	6.8	6.3	5.8
年齢	20代	19	31.6	15.8	21.1	5.3	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	5.3	26.3	0.0	15.8	0.0
	30代	24	25.0	25.0	8.3	4.2	16.7	4.2	20.8	16.7	12.5	12.5	29.2	0.0	0.0	0.0
	40代	43	9.3	4.7	9.3	4.7	4.7	7.0	27.9	11.6	9.3	14.0	34.9	0.0	7.0	2.3
	50代	49	14.3	8.2	24.5	8.2	8.2	14.3	16.3	22.4	10.2	32.7	24.5	8.2	4.1	0.0
	60代	79	21.5	5.1	21.5	2.5	5.1	25.3	20.3	27.8	22.8	27.8	21.5	2.5	5.1	3.8
	70代	89	19.1	1.1	28.1	2.2	2.2	21.3	9.0	19.1	7.9	13.5	30.3	4.5	2.2	12.4
	80歳以上	80	12.5	0.0	17.5	1.3	2.5	18.8	8.8	8.8	8.8	8.8	37.5	12.5	6.3	16.3

資料:令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

課題

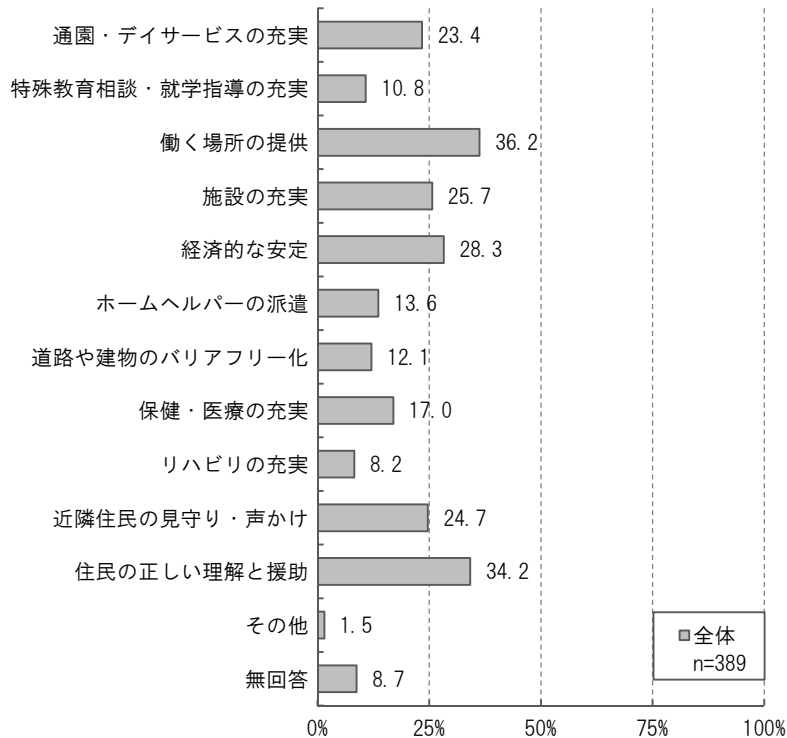
今後、人口減少やさらなる高齢化の進行に伴い、高齢者・障がい者・生活困窮者など、支援を必要とする方の増加が想定されます。たとえば、元気な高齢者が積極的に地域活動に参加できるような活動のきっかけづくり、活動をやめた方への声かけ、共生意識を高める啓発活動など、活動を支援する側の積極的な働きかけや地域活動のリーダーとなる人材の育成が必要となります。



(3) 障がい者（児）の生活について

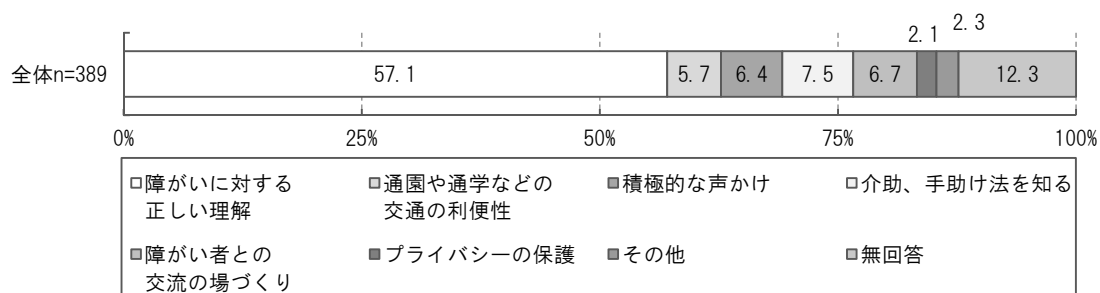
障がいがあっても不自由なく暮らせるために必要なことをみると、「働く場所の提供」(36.2%)が最も高く、次いで「住民の正しい理解と援助」(34.2%)、「経済的な安定」(28.3%)、「施設の充実」(25.7%)となっています。

図 どんな人でも不自由なく暮らせるために必要なこと(複数回答)



障がい者の社会参加、地域生活移行のために最も重要なことをみると、「障がいに対する正しい理解」(57.1%)が最も高くなっています。

図 障がい者の社会参加、地域生活移行のために最も重要と思われること



資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

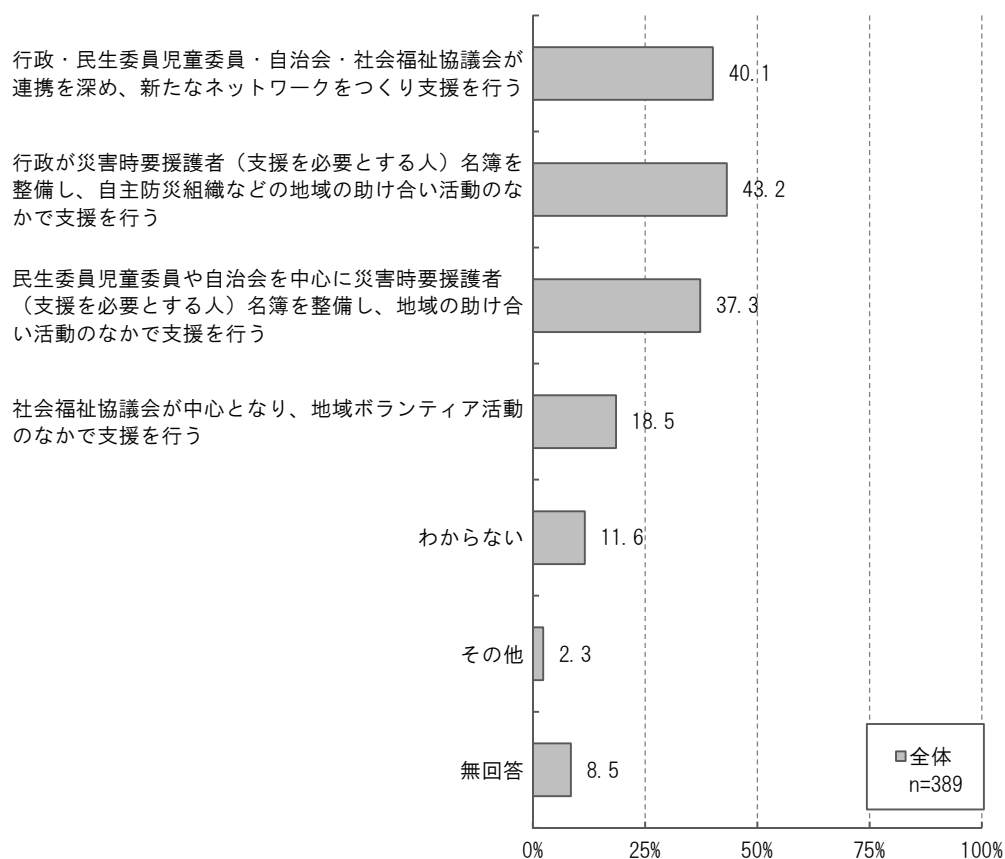
* 課題 *

障がい者（児）への差別や偏見をなくすには、障がいについての正しい知識と理解が必要となるため、知る機会を設けるとともに地域で見守る体制をさらに推進していく必要があります。

(4) 災害について

要援護者支援を行うための体制についてみると、「行政が災害時要援護者（支援を必要とする人）名簿を整備し、自主防災組織などの地域の助け合い活動のなかで支援を行う」（43.2%）、「行政・民生委員児童委員・自治会・社会福祉協議会が連携を深め、新たなネットワークをつくり支援を行う」（40.1%）、「民生委員児童委員や自治会を中心に災害時要援護者（支援を必要とする人）名簿を整備し、地域の助け合い活動のなかで支援を行う」（37.3%）となっています。

図 災害時や緊急時の要援護者支援を行うための体制（複数回答）



資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

* 課題 *

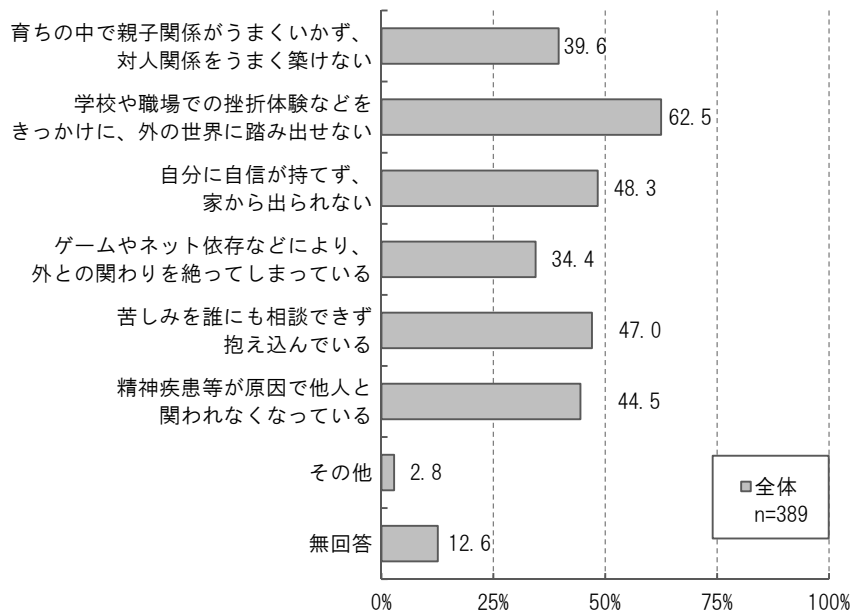
昨今の異常気象等の影響で防災・災害についての関心が高まる中、要支援者にどのような支援が必要なのか、自分に何ができるのか、互いに助け合える地域づくりが求められます。



(5) ひきこもり※について

ひきこもりに関する認識についてみると、「学校や職場での挫折体験などをきっかけに、外の世界に踏み出せない」(62.5%)が最も高く、次いで「自分に自信が持てず、家から出られない」(48.3%)、「苦しみを誰にも相談できず抱え込んでいる」(47.0%)となっています。

図 ひきこもりに関する認識(複数回答)



※ひきこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことです。1人でならコンビニや映画鑑賞などに行けるような方でも、家族以外の他人との交流がなければ、ひきこもりと判断されます。

資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

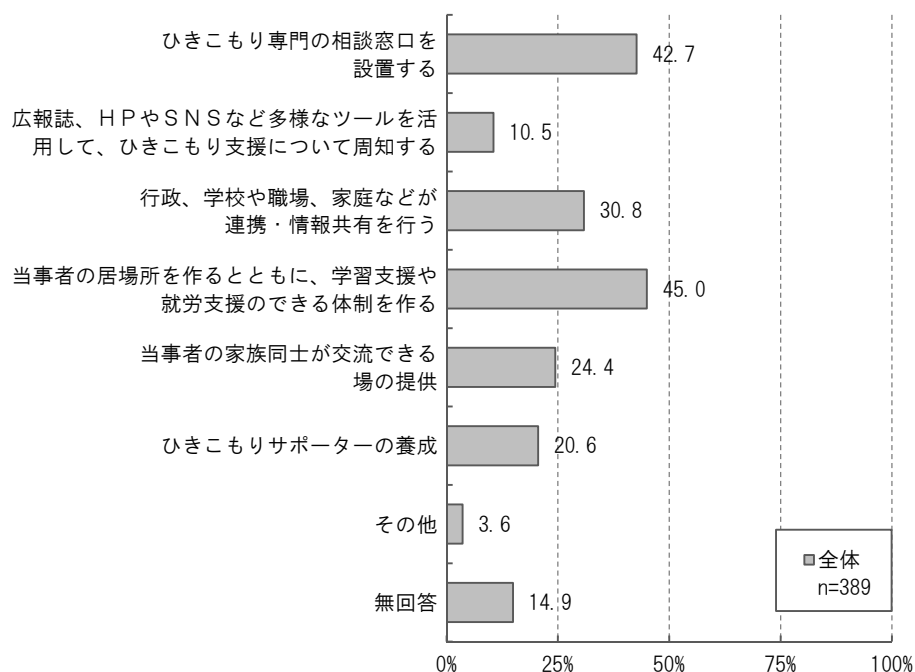
課題

ひきこもりについては、当事者の高齢化・長期化など、深刻な問題となっています。また、ひきこもりについての間違った解釈は、当事者やその家族をさらに苦しめる結果にもなりうるものです。家庭内の問題であることから、支援の方法やアプローチの仕方については難しいところもありますが、既存の専門窓口への誘導や相談窓口の拡充、居場所づくりなど、時間をかけてじっくりと支援していく必要があります。



当事者やその家族に対してどのような支援が必要かについてみると、「当事者の居場所を作るとともに、学習支援や就労支援のできる体制を作る」（45.0%）、「ひきこもり専門の相談窓口を設置する」（42.7%）となっています。

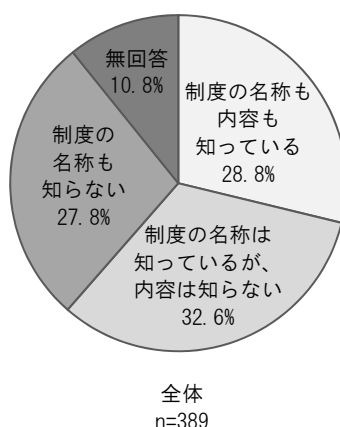
図 ひきこもり当事者や家族に対して必要だと思う支援



（６）成年後見制度※について

成年後見制度についてみると、「制度の名称も内容も知っている」（28.8%）となっています。一方、「制度の名称は知っているが、内容は知らない」（32.6%）、「制度の名称も知らない」（27.8%）を合わせると約6割となっています。

図 成年後見制度の認知状況



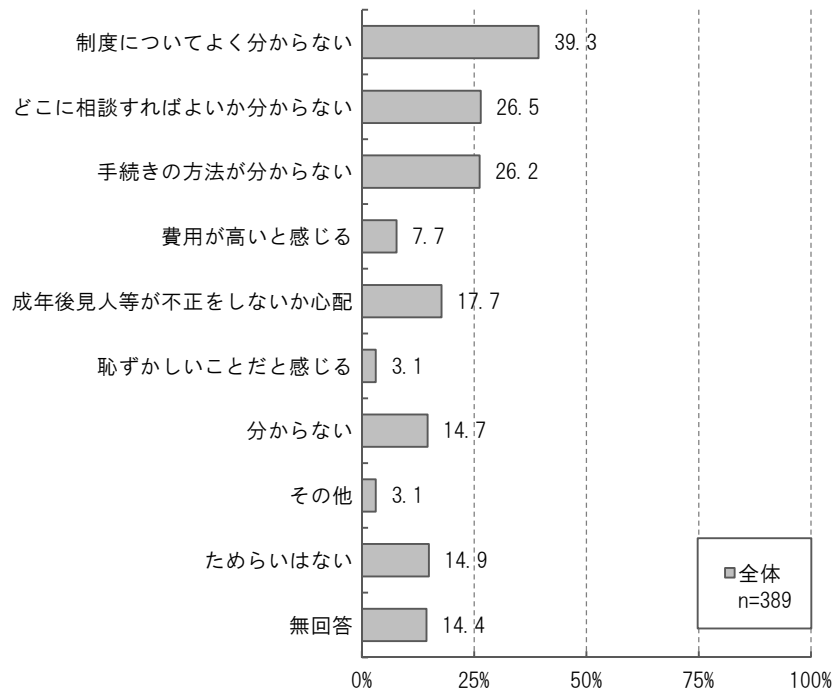
※成年後見制度とは、認知症や知的または精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の日常生活を成年後見人等が支援する制度です。成年後見人等は財産管理や契約の代理などを行うことで、本人の権利を保護します。

資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書



成年後見制度の利用をためらう理由をみると、「制度についてよくわからない」(39.3%)が最も多く、次いで「どこに相談すればよいか分からない」(26.5%)、「手続きの方法が分からない」(26.2%)となっています。

図 成年後見制度の認知状況



資料：令和元年度七宗町地域福祉計画アンケート調査報告書

課題

成年後見制度については、制度についての認知度が低く、町民に浸透していないため利用も進んでいないことがうかがえます。制度について情報発信を積極的に行うなど、認知度を高めていく必要があります。



4 前計画の事業実績評価

基本目標ごとに実績評価を行った結果を下記にまとめました。ほぼ全事業において目標は達成されています。

達成度	
A	事業拡充（施策内容に記載されている内容よりも、さらに拡充されている、進んでいる）
B	横ばい継続（施策内容に記載されている内容を推進している、継続している）
C	停滞・未実施（施策内容に記載されている内容の実施が遅れている、実施していない）

基本目標 1 住民主体による福祉のまちづくり

（１）地域支援体制の整備

事業名		事業内容	達成度
1	要援護者支援マップ及び台帳の更新	マップ及び台帳ともに１年に１回更新している	B
2	自主防災組織の支援	自主防災組織活動支援補助金を交付し自主防災組織を支援している	B
3	見守りネットワーク活動の推進	登下校の際に見守る見守り隊の支援などを行っている	B
4	七宗町避難行動要支援避難支援プランの更新	七宗町避難行動要支援避難支援プランに変わる個別支援計画の推進を行っている	C

（２）安全・防災体制の整備

事業名		事業内容	達成度
1	交通安全の推進	高齢者交通安全大学校を開催し、高齢者に交通安全の推進を行っている	B
2	地域での見守り活動の推進	ながら見守りの周知や子ども見守りの家の登録や不審者情報のすぐメールの登録など、地域での見守り活動の推進をしている	B
3	防犯パトロールの推進	週３回（月・水・金）職員及び生活安全推進委員で巡回を実施している	B



(3) 交流の促進

事業名		事業内容	達成度
1	地域ふれあいサロンの推進	現在 14 地区で自主的にふれあいサロンを実施している。また、社会福祉協議会主催で、全地区にて地域茶話会（ふれあいサロン）を行っている	B
2	交流の拠点の設置推進	地区公民館の新築等に補助金を交付し、新たに交流拠点の設置の推進を促している	B
3	公共施設の開放	地区公民館や木の国七宗コミュニティセンター・神湊コミュニティセンター・サンホーム等を活用し、サークルなど交流活動を行っている	B

(4) 健康・生きがいのづくりの推進

事業名		事業内容	達成度
1	介護予防や健康教室の開催・支援	健康な生活を維持するために、運動・栄養・口腔等に関する教室等を実施している	B
2	シルバー人材センターの活用促進	1 年に 1 回、地区への回覧文書により、事業の内容、会員の確保等の周知を行っている	B

基本目標 2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり

(1) 総合相談体制の整備

事業名		事業内容	達成度
1	身近な総合相談窓口の確保	民生委員児童委員が身近な窓口の役割を果たし、活動を支援するとともに、各担当が連携し対応している	B
2	相談窓口と専門機関をつなぐネットワークの構築	各担当が連携し、専門機関へつなぐ連携を行っている	B
3	各相談事業の効率的な実施	心配ごと相談・行政相談・無料法律相談を行い、個々の悩みに対応している	B
4	包括支援センターの活用	包括支援センターが認知症疾患医療センター等の専門機関との連携や、成年後見人制度等の紹介を行っている	B



(2) 情報提供の充実

事業名		事業内容	達成度
1	広報誌や行政防災無線による情報供給	広報誌や回覧文書などで新しい福祉サービスの情報提供を行っている	B
2	最新情報の提供	「みんなのふくし」を隔月に発行し最新情報を発信している	B

(3) 福祉サービスの充実

事業名		事業内容	達成度
1	利用しやすい福祉サービスの提供と充実	高校生の医療費無償化など、住民の方が利用しやすいサービスを提供している	A
2	介護予防サービス等の充実	総合事業の実施に伴い、介護認定申請に加え、基本チェックリストにて、通所介護、訪問介護が利用可能となった	B

基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり

(1) 福祉ネットワークの構築

事業名		事業内容	達成度
1	地域福祉ネットワークの構築	民生委員児童委員をはじめ、福祉委員等と連携し、見守りの体制を構築している	B

(2) ボランティア活動の推進

事業名		事業内容	達成度
1	ボランティア団体への支援の推進	福祉ボランティア団体の助成金を交付し、団体の支援を行っている	B
2	ボランティア活動等における人材の育成	ボランティアの研修を開催して人材の育成を行っている	B

(3) 福祉教育の推進

事業名		事業内容	達成度
1	福祉教育の推進	小学生のサンホーム訪問等、福祉への関心を高めている	B
2	人権啓発・教育の推進	人権擁護委員と協力し学校訪問をし、人権の啓発を行っている	B

第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び基本目標に関する基本的な考え方

地域福祉の推進は、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が平等に与えられるように、地域福祉の推進に努めること」を目的としています。そのため、地域住民、福祉関係団体等、行政、社会福祉協議会が相互に協力して、地域福祉の推進に努めていくことが重要です。特に、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、相互に重要な役割を果たすものであり、いわば車の両輪です。

本計画では社会福祉法の理念に従い、町民一人ひとりが安心して自立した生活を地域において実現できるよう、町民の理解と参加を得て福祉のまちづくりの実現を目指すこととしています。

本計画は、七宗町第五次総合計画「基本目標3」に掲げられている「健康でいきいきと暮らせる思いやりの地域福祉づくり」を基本理念とし、住民参加により誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

基本理念

「健康でいきいきと暮らせる

思いやりの地域福祉づくり」

基本目標に関する基本的な考え方

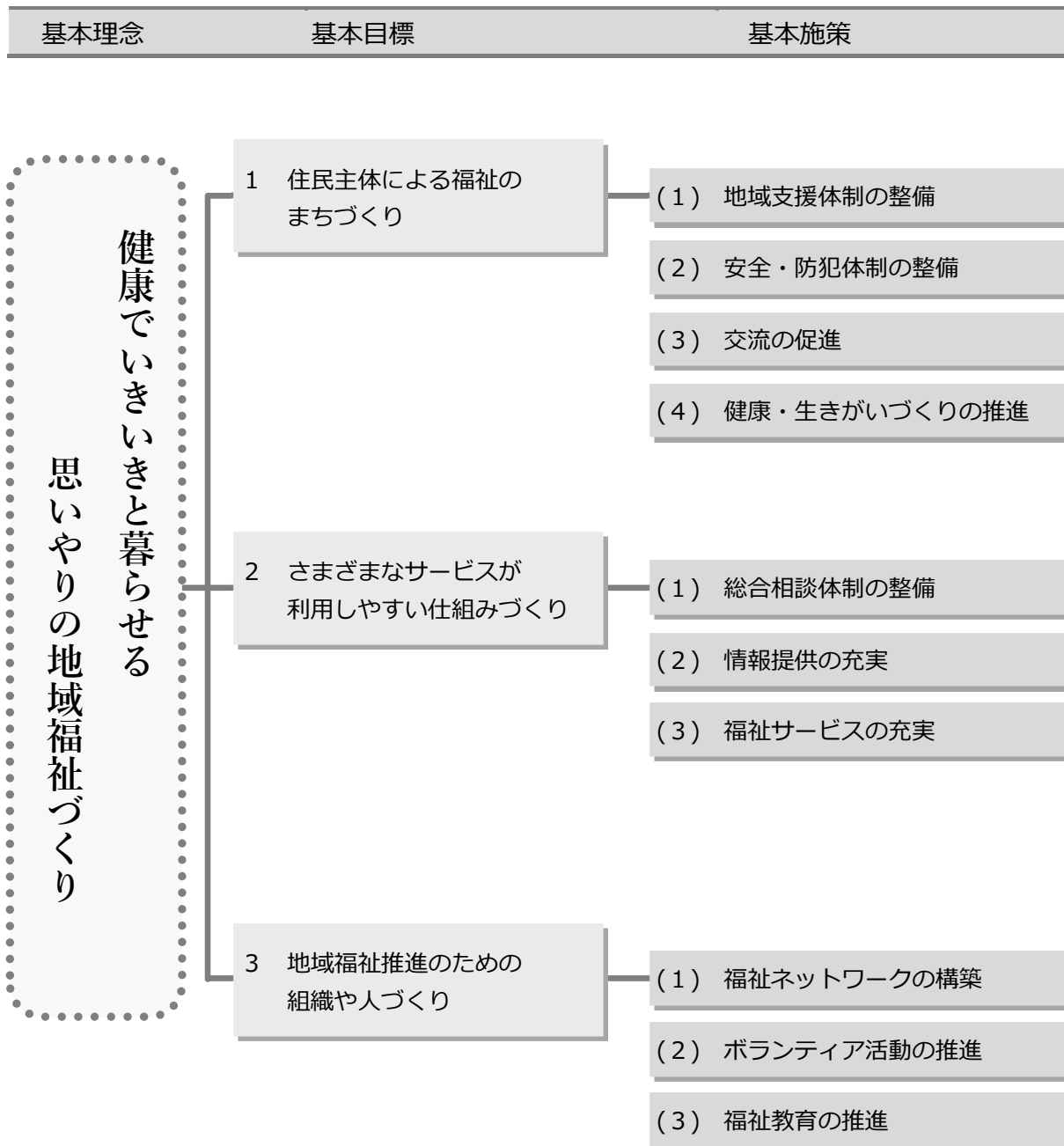
- 住民主体による福祉のまちづくり
- さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり
- 地域福祉推進のための組織や人づくり

基本施策に関する基本的な考え方

- 既存計画で実施された事業に関して、継続あるいはさらなる充実を図る
- 少子高齢化社会におけるニーズの多様化に対応した柔軟な事業の実施
- 継続事業においても、情報の更新等適切な対抗を図る



2 施策の体系



第4章 基本施策の展開



第4章 基本施策の展開

1 地域の視点から必要な施策の展開

社会参加の支障となることを取り除き、多様な活動に自由に参加できる安全で快適な生活環境の確保に加えて、高齢者や障がい者、子育て中の家庭が安心して暮らせる地域社会が求められています。そのため、「お互いさま」の気持ちに立ち、福祉サービスを受ける人も含めて住民自らができること（自助）、地域住民が協力して行うこと（共助）、事業者や行政が関与すること（共助）、行政が主体的に行うこと（公助）の役割を明らかにして、住み続けたい愛着のある“まちづくり”を進めることが大切です。

以上のようなことから、自助、共助、公助の役割分担やそれぞれの協働による“まちづくり”を目指し、地域の視点から保健・医療・福祉等の必要な施策を明らかにし、施策の展開を進める必要があります。

図 地域福祉の活動を展開する4つの視点

じじょ 自助

個人や家族による支え合い・助け合い
（最も身近な個人や家族が解決にあたる）

こじょ 互助

身近な人間関係の中での自発的な支え合い・助け合い
（隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）

きょうじょ 共助

地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政などが協働しながら、組織的に協力し合う支え合い・助け合い
（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）

こうじょ 公助

保健・医療・福祉その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え
（行政でなければできないことは、行政が確実に対応する）



2 地域福祉の活動に関する取組方針

基本目標 1 住民主体による福祉のまちづくり

(1) 地域支援体制の整備

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者等の援護を必要とする方を事前に把握するとともに、どのような支援が必要か、どういう支援ができるかを検討し、災害時における支援体制の整備を推進します。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	要援護者支援マップ及び台帳の更新	事業拡充
2	自主防災組織の支援	事業拡充
3	見守りネットワーク活動の推進	事業拡充
4	七宗町個別支援計画の更新	継続

【取組内容(役割)】

自助・共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・地域安全マップづくりのための要配慮者の把握 ・ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者等の昼夜別の把握 ・災害時における自治会と関連機関との連携の強化 ・障がい者、認知症高齢者の個別対応やサポート体制づくり ・地域における助け合いの関係づくり

公助	行政（町）が取り組むこと
	・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の把握 ・災害時の要配慮者の把握 ・要配慮者に関しては、高齢者及び障がい者に加え、妊婦や乳幼児も弱者として対象者に加え、避難行動要支援者名簿に記載 ・地域における見守りネットワークの組織化や情報の共有 ・地域・自治会・社会福祉協議会・事業者等との連携強化 ・障がい者・認知症高齢者等の情報収集や個別支援の確保 ・民生委員児童委員への支援体制や協力要請



(2) 安全・防犯体制の整備

地域での見守りを行うことで、子どもや高齢者等が事件や事故に巻き込まれる確率が減少するとともに、抑止効果や防止にもつながります。

防犯体制の充実や災害時における迅速で正確な情報提供に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	交通安全の推進	事業拡充
2	地域での見守り活動の推進	事業拡充
3	防犯パトロールの推進	事業拡充

【取組内容(役割)】

自助 ・ 共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・ 児童生徒の登下校時の見守りやパトロールの参加協力 ・ 危険箇所の点検 ・ 交通ルールや交通マナーの遵守 ・ 行政情報の迅速な伝達体制づくり

公助	行政（町）が取り組むこと
	・ 通学路の危険箇所点検及び修繕と登下校指導 ・ 交通ルールの遵守、交通マナーの徹底 ・ 不審者情報の共有と見守り体制の充実 ・ 情報の提供による安全確保



(3) 交流の促進

地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要です。

近所の人とのあいさつや声かけを積極的に行い、自治会の活動や子ども会等の活動を通じて、身近な地域において多くの人と交流することが大切です。

地域における多世代交流や子育て家庭、高齢者、障がい者等の支援活動を促進し、地域社会における新たなふれあいやつながりの創出を目指すとともに、助け合いの意識の醸成に努めます。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	地域ふれあいサロンの推進	事業拡充
2	交流の拠点の設置推進	事業拡充
3	公共施設の開放	事業拡充
4	地域住民の合意による地域福祉活動の拡充	新規
5	地域力を活用した地域支援等の実施	新規

【取組内容(役割)】

自助・共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・ひとり暮らしの高齢者世帯や障がい者等の世帯への声かけと安否確認 ・地域ふれあいサロン（交流会）活動への参加促進 ・行事等の交流や集いの場の活用 ・誰もが参加しやすい地域行事や会合等の企画 ・社会的要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）で困っている住民への支援、見守り

公助	行政（町）が取り組むこと
	・民生委員児童委員等による見守り、安否確認等の活動推進 ・地域ふれあいサロン（交流会）活動の運営支援 ・公的施設空き家等を活かした交流活動の利用促進 ・高齢者や障がい者等に配慮した行事の運営 ・障がい者、高齢者、乳幼児等を対象とした地域福祉活動についての支援事業の拡充



(4) 健康・生きがいつくりの推進

健康で生きがいのある生活を営み、心豊かで活力ある地域づくりを進めるために、高齢者や障がい者等、だれもが自分のもてる力を発揮して地域活動に参加できる環境づくりに努めるとともに、地域活動の担い手として活動することができるよう、参加を促す取組を促進します。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	介護予防や健康教室の開催・支援	事業拡充
2	シルバー人材センターの活用促進	事業拡充

【取組内容(役割)】

自助 ・ 共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・ 高齢者や障がい者等の地域活動への参加促進 ・ 地域の健康づくり事業への協力 ・ シルバー人材センターの登録者の拡大促進 ・ シルバー人材センター内容のPRによる活動促進 ・ 地域における健康教室や介護予防・認知症予防教室への開催協力
公助	行政（町）が取り組むこと
	・ 地域活動・地域福祉活動の開催支援 ・ 関係機関や事業者等と連携し、新たなサービスや既存のサービスを充実 ・ 介護予防として食事や栄養指導、各種健康教室・講座等の実施



基本目標２ さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり

（１）総合相談体制の整備

町民の相談窓口として、行政相談や心配ごと相談、人権相談等を実施していますが、社会情勢の変化や個人の悩みや困りごとの複雑化、多様化に伴い、より包括的な支援が必要となっています。

町民が地域で安心して暮らすために、誰もが気軽に相談できる体制づくりの強化に努めます。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	身近な総合相談窓口の確保	事業拡充
2	相談窓口と専門機関をつなぐネットワークの構築	事業拡充
3	各相談事業の効率的な実施	事業拡充
4	包括支援センターの活用	事業拡充

【取組内容(役割)】

自助 ・ 共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・ 地域における総合相談窓口の設置協力 ・ 子育てにかかる相談の場づくり ・ 結婚相談の活用と行事への参加協力 ・ 必要に応じた専門相談員の派遣要請
公助	行政（町）が取り組むこと
	・ 地域の総合相談窓口の設置及び相談員の配置 ・ 子育てにかかる相談の充実 ・ 専門機関とのネットワークによる必要に応じた専門相談員の派遣促進 ・ 窓口（包括支援センター等）と専門機関との連携強化による包括的支援活動



（２）情報提供の充実

必要な福祉サービスや情報をいつでも必要な情報を安易に得ることができる環境づくりや、適切なサービスを必要なときに利用できる仕組みづくりを推進します。

また、常に新しい情報を収集し、さまざまな情報提供媒体により、町民に分かりやすく迅速に届けられるよう努めます。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	広報誌や行政防災無線による情報提供	事業拡充
2	最新情報の提供	事業拡充

【取組内容(役割)】

自助 ・ 共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・身近な場所で必要な知識・情報を得られる場の活用 ・行政情報や緊急情報等の周知と情報収集等への協力

公助	行政（町）が取り組むこと
	・広報誌「広報ひちそう」や行政防災無線・ホームページ等を利用した情報の提供 ・広報誌「みんなのふくし」等による情報提供 ・高齢者や障がい者等への分かりやすい情報提供の方法を検討



(3) 福祉サービスの充実

地域住民が安心して生活できるよう、子育て支援、高齢福祉、障害福祉の各方面において、各種福祉サービスの充実を図ることが重要です。保健・福祉機関との連携のもと、高齢者や障がい者等支援の必要な方々に対して、サービスを総合的に提供できる仕組みの充実に努めます。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	利用しやすい福祉サービスの提供と充実	事業拡充
2	介護予防サービス等の充実	事業拡充
3	生活困窮者自立支援法に基づく対応	新規

【取組内容(役割)】

自助 ・ 共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと ・生活困窮者を見つけたときに役場へ連絡（行政の専門機関につなげる）
---------------	--

公助	行政（町）が取り組むこと
	・福祉サービスの相談窓口の充実 ・介護者家族に対する支援の充実 ・ふれあい型食事サービス事業の充実 ・サービス事業者等への苦情調整の仕組みの整備 ・権利擁護事業の周知と利用促進 ・成年後見制度の周知と利用促進 ・福祉サービスの活用促進 ・生活支援型配食サービス事業の推進 ・介護予防サービス・居宅介護サービス等の利用促進 ・サービス事業者の苦情解決 ・利用者の権利意識の向上 ・成年後見制度の利用支援 ・生活困窮者への支援 ・「生きることの包括的な支援」への取組、実施



基本目標 3 地域福祉推進のための組織や人づくり

(1) 福祉ネットワークの構築

地域の要支援者に対して、近隣住民や民生委員児童委員等が連携して声かけや見守り、訪問等を行える「見守りネットワーク体制」の構築や整備を進めるとともに、問題の発見・発生時には必要に応じて情報を共有し、問題解決のための協議を行うことができる体制づくりに努めます。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	地域福祉ネットワークの構築	事業拡充
2	各種福祉サービスの充実	新規

【取組内容(役割)】

自助・共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・ 地域における相互の支援体制づくり ・ 子どもや高齢者・障がい者等に対する地域の見守りネットワークへの協力 ・ 住民やボランティア等をつなぐ地域福祉ネットワークづくりへの協力

公助	行政（町）が取り組むこと
	・ 地域における福祉ネットワークの構築の促進 ・ 住民やボランティア等との協働による地域見守りネットワークの構築と、組織づくりの推進 ・ 子育て支援サービス、高齢者福祉・介護サービス、障がい者福祉サービス等、各サービスの提供体制の強化



(2) ボランティア活動の推進

福祉ニーズが多様化するなか、さまざまなニーズに対応するためには、行政が行う福祉サービスのほか、ボランティアや住民活動等が果たす役割が重要になってきます。

地域で活躍できるボランティアの育成をはじめ、活動のために必要な経費や人的支援・情報提供を行い、誰もが参加しやすい環境づくりを推進します。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	ボランティア団体への支援の推進	事業拡充
2	ボランティア活動等における人材の育成	事業拡充
3	地域福祉の担い手の養成	新規

【取組内容(役割)】

自助 ・ 共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・ ボランティア活動への参加・協力 ・ ボランティア活動についてのPR ・ スキルアップへ向けての研修の参加

公助	行政（町）が取り組むこと
	・ ボランティア活動の推進と支援 ・ ボランティア育成のための研修等の開催 ・ ボランティア団体への活動支援 ・ ボランティアコーディネート機能の強化 ・ 災害時ボランティアの育成・活動支援の推進



(3) 福祉教育の推進

福祉教育は、町民全体の問題として、あらゆる機会を通して実践されることが大切です。

学校等で実施される福祉教育や福祉活動に対して、行政・社協・地域住民が協力できる体制を構築し、実践活動を通して「福祉のまち」にふさわしい人づくりの基礎を築きます。

【主な事業計画】

事業名		施策の方向性
1	福祉教育の推進	事業拡充
2	人権啓発・教育の推進	事業拡充
3	地域における福祉教育の充実	新規

【取組内容(役割)】

自助 ・ 共助	一人ひとりが取り組むこと・地域みんなが取り組むこと
	・ 地域や家庭における心のバリアフリー教育の実践 ・ 障がい者やすべての年齢層の方との交流活動の促進 ・ 福祉に対する理解を深める取組の実施

公助	行政（町）が取り組むこと
	・ 地域・学校・家庭が連携した交流活動等の開催促進 ・ 福祉教育の充実及び推進 ・ 交流活動や事業を通じた人権尊重のまちづくり

第5章 計画の推進



第5章 計画の推進

1 地域住民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民をはじめとして民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア、NPO、福祉団体、事業者等と行政とのパートナーシップに基づき協働し、支え合うことにより実現します。

特に、地域住民は、住み慣れた七宗町を地域全体でよりよくしていく地域福祉の主体的な担い手として期待されています。

計画策定後、本町は地域住民の主体的な参画と福祉関係事業者の協働のもと、地域での各種福祉活動や交流活動の支援などに継続的に取り組んでいくとともに、地域住民、事業者、社会福祉協議会等がそれぞれの立場や役割のもとでお互いに支え合い、連携して計画を推進していきます。

(1) 個別計画における庁内連携

本計画は、七宗町総合計画のもと、福祉分野を具体化する計画であり、健康、子育て、障がい、高齢者に関わる計画を通じて、福祉分野の各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう整合を図り推進していきます。

また、地域福祉は、保健福祉はもとより、防災、防犯、さらには、まちづくり等、広範多岐にわたる取組が必要です。そのため、それぞれの分野における個別計画に対して、地域福祉の視点から積極的に個々の施策との連携を図り推進していきます。

(2) 事業者、関係機関等との協働

本町はこれまでも事業者、関係機関との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も協働の立場で意見を聴きつつ、本計画を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っています。また、本計画を踏まえた地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取組を実施することが期待されます。今後、一層の連携強化を図り、本町との役割分担を明確にしつつ、各事業の推進体制を整備します。



2 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者等、地域に関わるすべての方々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

3 進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

計画期間中は、住民課が中心となり、庁内関係各課をはじめ社会福祉協議会や各種団体・関係機関等と連携して施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

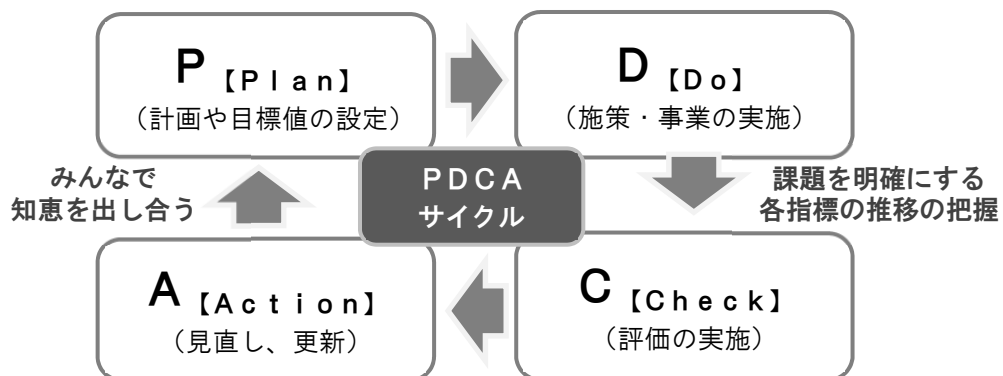
(2) 計画の評価と見直し

本計画は、令和2年度を初年度とする5か年計画であることから、最終年度である令和6年度には最終評価と見直しを行います。

各指標の推移やサービスの利用実績等を用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

また、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画の目標の1つです。

図 進行管理のPDCAサイクルのイメージ





第4期 七宗町 地域福祉計画

発行日 令和2年3月

発行元 岐阜県 七宗町役場 住民課

住所 〒509-0492

岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地3

TEL 0574-48-1112 FAX 0574-48-1481

URL <https://www.hichiso.jp/>



